

市政 トピックス

災害時要援護者支援事業を開始します
支援の必要な方を地域の力で守りましょう

阪神・淡路大震災や平成16年の新潟豪雨災害など過去多くの災害では、被害者の多くが高齢者などに集中し、避難のあり方などについて大きな課題が残されました。豊橋市では災害から高齢者や障害のある方など（要援護者）を、地域の力で守る「災害時要援護者支援事業」を開始します。

事業の概要

避難が困難な要援護者を台帳に登録し、地震や風水害などの災害発生時に、この情報を近隣協力員を中心とした地域組織と共有することで、災害情報の伝達や安否確認などの支援をします。

登録について

介護保険サービスまたは障害者ホームヘルプサービスの利用者には、ケアマネジャー、障害ヘルパーなどが戸別訪問して、事業を説明し、登録のお手伝いをします。これらのサービスを利用していない方で支援を希望される方についても登録することができますので、詳しくは福祉保健課までお問い合わせください。



能登半島地震で倒壊した家(NPO震災から命を守る会提供)

登録におけるプライバシーは保護されます

要援護者登録台帳は、地域の自主防災会、民生委員・児童委員などが保管しますが、支援活動のみの使用に限定し、要援護者と近隣協力員のプライバシー保護に万全を期します。

近隣協力員とは？

要援護者が被害に遭わないように、次のような協力をしていただく方です。

災害が発生しそうな場合や発生した場合、災害に関する情報を知らせます
災害が発生した場合、安否確認などをします

ご近所付き合いをとおしてふだんから見守ります

決して近隣協力員に責任を課すものではありません



要援護者とは？

原則、次のいずれかに該当する高齢者世帯とひとり暮らしの方を対象とします。

要介護度3～5の認定を受けている方
身体障害者手帳1～3級を所持している方

療育手帳A、B級を所持している方
精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している方

施設入所者は除きます



問合先

福祉保健課 ☎51・2355

6月15日から新たに17か所で 緊急情報伝達システムの運用を開始します

豊橋市では、災害予防や災害対策を円滑に実施するうえで非常に重要な

か所に設置し、6月15日(金)から運用を開始します。

要となる、市民への情報伝達手段の充実を図っています。緊急情報

設置地域では、緊急情報伝達システムの点検のため、毎日午後5時に音楽を流します。

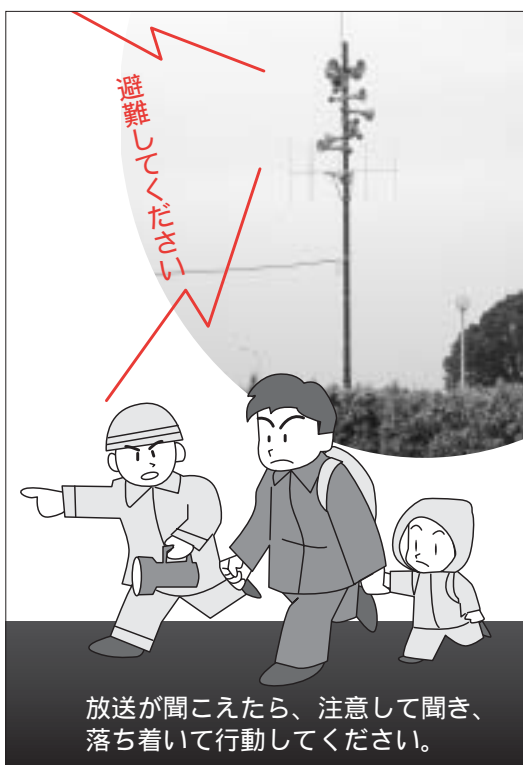
伝達システム(防災無線市内一斉通報用)は、「地震予知情報」、「津

放送内容を確認したい場合には(☎55・4360)に電話すると再度聞くことができます。

波警報」、水害、土砂災害の「避難勧告」などの緊急情報をサイレ

ンや音声によりお知らせするシステムです。太平洋沿岸部7か所、三河湾沿岸部9か所が運用されていますが、新たに河川沿いなど17

か所に設置し、6月15日(金)から運用を開始します。



あんしん・防災ねっと

<http://www.anshin-bousai.net/toyohashi/>

災害時緊急情報伝達システム「あんしん・防災ねっと」に携帯電話のメールアドレスを登録すると、市が発信する災害に関する情報をメールで受け取れます。また、災害時緊急情報・避難所・緊急医療機関情報の検索や、安否情報の登録ができます。



QRコード

緊急情報伝達システム設置場所
 ● 今回運用される緊急情報伝達システム
 ▲ 18年度運用開始
 ■ 14年度運用開始



問合せ先

防災対策課 (☎51・3116)